

改正後	改正前
<p>(要求性能墜落制止用器具等)</p> <p>第六条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかつて転落するおそれのあるときは、労働者に要求性能墜落制止用器具(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。))第三百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱(以下「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の場合において、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。</p> <p>3 労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p> <p>(保護具等の点検)</p> <p>第七条 事業者は、第五条の二第一項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第一項の規定により要求性能墜落制止用器具等を使用して酸素欠乏危険作業に従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該要求性能墜落制止用器具等及び前条第二項の設備等を点検し、異常を認めるときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。</p> <p>(立入禁止)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の酸素欠乏危険場所については、安衛則第五百八十五条第一項第四号の規定(酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る。)は、適用しない。</p>	<p>(安全带等)</p> <p>第六条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかつて転落するおそれのあるときは、労働者に安全带(令第十三条第三項第二十八号の安全带をいう。)その他の命綱(以下「安全带等」という。)を使用させなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の場合において、安全带等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。</p> <p>3 労働者は、第一項の場合において、安全带等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p> <p>(保護具等の点検)</p> <p>第七条 事業者は、第五条の二第一項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第一項の規定により安全带等を使用して酸素欠乏危険作業に従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該安全带等及び前条第二項の設備等を点検し、異常を認めるときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。</p> <p>(立入禁止)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の酸素欠乏危険場所については、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。))第五百八十五条第一項第四号の規定(酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る)</p>

。は、適用しない。